

三障第753号の2
令和2年 2月26日

三田市身体障害者福祉協議会
難聴者部会 会長 [REDACTED] 様
要約筆記ボランティア
「三田サマリー」代表 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲男



中途失聴・難聴者に関わる事業への要望について（回答）

向春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、市制の推進に格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和元年8月6日付けで要望がありました標記のことについて、下記
のとおり回答いたします。

記

1. 要約筆記派遣事業

(1) 個人派遣の拡充

市では、聴覚障害者と健聴者の意思疎通が円滑に行われることを目的に、意思疎通支援者（要約筆記者や手話通訳者）を派遣する事業を行っています。

障害者差別解消法や三田市みんなの手話言語条例、三田市障害者共生条例が施行されたことにより、意思疎通支援者配置についての理解が広まっていますが、地域団体等からの派遣依頼が増えるなど、聴覚障害者が社会参加しやすくなる一方で、派遣予定日時の重複などにより、意思疎通支援者のコーディネートに苦慮しております。

ご要望いただいた要約筆記者を必要とする市民への派遣については、さらなる申請件数の増加が予想され、現状よりもコーディネートが難しくなる可能性があります。

そこで、まずは聴覚障害者への意思疎通支援者の派遣と育成に優先的に取り組み、派遣申請者及び派遣対象の拡大については、意思疎通支援者の育成状況などを鑑みながら、検討を進めてまいりたいと思います。

(2) 団体派遣の拡充

障害者差別解消法や三田市障害者共生条例における合理的配慮の提供は、当事者団体においても例外ではないと考えておりますが、活動のたびに派遣に要

する費用を負担することは一定以上の負担を強いることとなり、活動の根幹である組織の維持にも支障が生じることが想定されます。このため、団体の総会や役員会については、意思疎通支援者の派遣費用を市が負担しています。しかしながら、交流や学習会等については、三田市障害者共生条例等の基本原則にのっとり、主催者が合理的配慮を提供し、意思疎通支援者を配置すべきと考えております。

なお、当事者団体が実施する市民を対象とした障害や障害者の理解啓発講座での意思疎通支援者の派遣費用について、負担軽減を図るための制度を現在検討しておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(3) 円滑な事業実施のための「意思疎通支援事業運営委員会」の設置

円滑な意思疎通支援事業の実施のためには、聴覚障害者や意思疎通支援者のご意見は重要であり、既存の手話施策推進協議会等の活用を含め、適切な方法を検討してまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

2. 小中学校の難聴児童・生徒への学習支援

(1) 難聴児童・生徒のニーズに応じたノートテイカーの配置

市内で難聴学級 5 学級に 6 名の児童生徒が在籍し、学習をしています。現在、在籍している児童生徒は、人工内耳や補聴器を使用している児童生徒です。難聴学級担任等が、児童・生徒のニーズに応じて、要点をまとめてメモしたり、話し合い活動で音源がどこかを示したりする学習支援により情報保障を行っています。よりの確に伝えるために、要約筆記の技術について学ぶことも必要と考えています。

(2) 難聴児童・生徒の聞こえの状況に応じた補聴補助システムの活用

必要な児童生徒は FM 型またはデジタル方式の補聴システムを利用しています。児童・生徒の聞こえの状況に応じて、交流及び共同学習では主指導をする者がダイナマイクを用いて、指示がより聞き取りやすい環境を整えています。友だちの意見については多方向からの音声による情報となり、すぐに反応することができないため、支援者が復唱などして情報保障を行っています。全校集会では原稿の事前配布等を行っています。

また、UD トーク（音声文字変換ソフト）は富士中学校で使用を開始しました。他校でもタブレットさえあれば、利用することができます。県も UD トークを導入しているため、進路先の一つである県立高等学校での利用についても理解を得やすい状況であると考えています。

(3) 難聴児童・生徒に対する周囲の児童・生徒の理解促進

入学時、進級時には、周囲の児童・生徒の理解を進めるために、学級、学年を対象に説明をします。小学校では、難聴学級担任や交流学級の担任が説明を行うことが多くあります。小学校から中学校への進学時や中学校での進級時には、本人が難聴学級担任と一緒に、説明のための原稿づくりを行い、本人から周りの人に理解を促進するための話をする機会を作ることが多くあります。

このほか、難聴学級の教室見学や、教室外側の廊下やオープンスペースの提示等で、聞こえについての理解促進を図る取り組みをしています。

(4) 難聴に対する理解促進のための先生方の研修の実施

今年度は、阪神難聴・言語障害教育研究会の授業研究会が三田市で開催され、富士中学校の難聴学級においてUDトークを使用した国語科とUDトークを授業で使ってみての本人スピーチが授業公開されました。非常に関心が高く、阪神地区の各地から35人の先生が参加されました。この阪神地区の研修会は年3回開催されています。

阪神地区の研修会の他にも、県主催の研修会、難聴学級の児童生徒の交流会と三田市特別支援教育研究協議会で難聴学級の先生方の研修会が年2回開催され、それぞれの学校での取組についての情報共有が行われています。

また、難聴学級の生徒は、交流及び共同学習で、該当学年のクラスで学習する機会も多いため、学校によってはユニバーサルデザインとして誰もが分かりやすい授業をめざして、板書を視写しているときに黒板を遮る位置に立つのを避ける、逆光の方向で発言することをなるべく避ける、友だちの発言については主指導をする者が復唱することで情報保障を行うなど、学校独自のスタンダードとして基本スタイルを整えようと研修している学校もあります。

今後、夏の教職員向け市主催の課題別研修講座等で難聴理解やノートテイクに関する研修を実施することも可能と考えています。

さらに個に応じた指導、支援、配慮等が適切に行われるよう、より実効性のある取組を進めてまいりたいと考えております。

<お問い合わせ>

要約筆記派遣事業

福祉共生部共生社会推進室障害福祉課

(TEL 079-559-5075 FAX 079-562-1294)

小中学校の難聴児童・生徒への学習支援

学校教育部学校教育課

(TEL 079-559-5136 FAX 079-559-6400)